

## 釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(住宅用PPA太陽光発電設備等)交付要綱

## (目的)

第1条 市内脱炭素先行地域において、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を促進するため、補助事業者がPPAにより太陽光発電設備等の設置を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)「『釜石版サステナブルツーリズム』がつなぐ地域脱炭素プロジェクト」(令和6年9月27日環境省選定)の対象とする地域をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (4) 蓄電池システム 太陽光発電システムにより発電した電気を蓄電するための設備をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 第3号及び第4号に規定する設備をいう。
- (6) PPA 事業者が住宅、事業所等の屋根に自らが所有する太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等により発電された電気を当該住宅等の所有者に販売することをいう。

## (交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない者又は市税の納税義務を有さない者であって、脱炭素先行地域においてPPA事業を実施しようとする事業者とする。

## (補助対象設備等)

第4条 補助対象設備、補助対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象設備	要件等	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>ア 設置する太陽光パネルが未使用品であること。</p> <p>イ 他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていない太陽光発電システムであること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、国実施要領別紙1の2のア(ア)に定める交付要件に準拠する太陽光発</p>	国実施要領別表第1のとおりとする。	補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1kW当たり31万円を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額。ただし、パワーコンディショ

	電システムであること。		ナーの定格出力の合計値に対する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値の割合は194%以下とし、それを超える場合は切り捨てるものとする。
蓄電池システム	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>ア 設置された場所に固定される蓄電池であること。</p> <p>イ 設置する蓄電池が未使用品であること。</p> <p>ウ 他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていない蓄電池であること。</p> <p>エ アからウまでに掲げるものほか、国実施要領別紙1の2のイ(エ)に定める交付要件に準拠する蓄電池システムであること。</p>	国実施要領別表第1のとおりとする。	補助対象経費の合計額又は蓄電池システムを構成する蓄電池の蓄電容量に1kWh当たり15万5,000円を乗じて得た額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度11月30日とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(様式第1号)
  - (2) 収支予算書(様式第2号)

3 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備等を設置する住宅、事業所等の位置図
- (2) PPAに係る契約書の写し
- (3) 太陽光発電設備等の設置に係る経費の内訳が確認できる資料の写し
- (4) 太陽光発電システムを設置する場合にあっては、当該システムを構成する機器の型式及び出力並びに太陽光パネルの設置枚数が確認できる書類の写し
- (5) 蓄電池システムを設置する場合にあっては、当該システムを構成する機器の型式及び容量が確認できる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(届出事項)

第6条 補助事業者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度2月末日とする。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付要領第10条第2号及び同条第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付請求書に添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書(様式第3号)
  - (2) 収支精算書(様式第4号)

3 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況を示すカラー写真
- (3) 補助金振込口座の通帳等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 交付要領第14条の規定により要綱で定める、財産の処分の制限をする財産及びその制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。